

令和2年度
部活動に係る活動方針

令和2年4月

小美玉市立小川南中学校

目 次

はじめに	1
第1 「部活動に係る活動方針」策定の趣旨	2
第2 新たな部活動に向けての活動方針	2
1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営	2
2 適切な部活動の運営のための体制整備	3
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組.....	3
4 適切な休養日等の設定.....	5
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備.....	6
6 学校単位で参加する大会等の見直し.....	6

はじめに

- 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。また、部活動は、生徒の自主性や協調性，責任感，連帯感などを育成するとともに，部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで，豊かな人間関係を築くなど，心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。
- 本校の運動部活動は，顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により，生徒の体力の向上はもちろんのこと，他者を尊重し協働する精神や，公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど，豊かな人間形成を育む基礎を担っている。
- しかしながら，今日においては，社会・経済の変化等により，教育等に関わる課題が複雑化・多様化し，学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ，少子化が進展する中，運動部活動においては，従前と同様の運営体制では維持が困難になってきている。
- 将来においては，本校の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として，運動部活動を持続可能なものとするためには，各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう，速やかに，運動部活動の在り方に関し，抜本的な改革に取り組む必要がある。

第1 「部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- 「部活動に係る活動方針」(以下、「活動方針」という。)は、本校における部活動を対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。
- 国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「茨城県運動部活動の運営方針」並びに「小美玉市運動部活動の在り方に関する活動方針」(以後、「市活動方針」という。)に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

第2 新たな部活動に向けての活動方針

1 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術活動等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- P T A総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 「活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「学校保健委員会」を設置し、教職員のみならず、保護者や学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 教育委員会や各種団体等と連携し、特に競技及び指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

オ 近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、

事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるようにする。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導を行う。

エ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

オ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに計画（Plan）前に、調査（Research）、計画の目標（Object）等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

（2）熱中症の事故防止

ア 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。

イ 実施が可能と判断して活動する際には、十分な健康観察に基づき、長時間のランニングや激しい運動を避け、こまめな水分、塩分の補給や休息の確保等生徒の健康管理を徹底する。

ウ 万が一、熱中症の疑いが見られた場合には、早期の水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切に対応する。

4 適切な休養日等の設定

- 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養期間(オフシーズン)を設ける。(夏季休業期間中は8月13日～8月15日を含む7日間、冬季休業期間中は12月27日～1月3日の8日間を休養期間とする。)
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、練習試合、遠征等は準備時間及び移動時間を考慮し、これに限らないこととする。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないよう、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。
- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、総合体育大会並びに新人体育大会の大会前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間は、十分に活動時間等の調整をする。(種目の特性等を踏まえ、大会1ヶ月前から、トレーニング期間や調整期間として、朝の活動時間を設定することができる。)

- 本校の部活動として通常設置していないが、陸上競技大会及び駅伝競走大会など特設の活動を実施する場合、出場生徒の安全面を考慮し、技能向上や体力向上を目的として朝の活動時間を設定することができる。
- 定期試験実施前3日間を、部活動休養日とする。また、始業式、終業式(修了式)、県民の日は、部活動休養日とする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

ア 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。

イ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整える。

その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがないようにするとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をつくる。

(2) 地域との連携等

ア 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 各部が参加する大会数は月1回程度とする。
- 茨城県中学校体育連盟及び文化部活動に関わる組織並びに市教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

